

[第23回]

高齢者福祉施設の火災と消防法令の強化(7) スプリンクラー設備を設置することを 要しない構造(2)

基準面積が1,000㎡未満のもの

まず規則第12条の2第1項第1号について見てみよう。これは、「(6) 項口等」のうち「基準面積」が1,000㎡未満のものについて、スプリンクラー設備の設置を不要とする場合の構造等の条件を示したものである。その条件は、以下のイ～ホの5つであり、この条件を全て満たしていればスプリンクラー設備は不要、ということになる。ここで「(6) 項口等」と「基準面積」については、前号で解説しているので参照されたい（以下同じ）。

イ 当該防火対象物又はその部分の居室を準耐火構造の壁及び床で区画したものであること。

まずイは、スプリンクラー設備を不要としたい防火対象物又はその部分のうち、居室部分を区画する構造を示したものである。この「居室」には定義がないが、普通に考えれば建基法第2条第4号に規定する「居室」のことだろう。

規則第13条では耐火構造の建物を前提としているが、規則第12条の2の対象は防火構造程度のものも含まれるため、建物全体の構造には触れず、部分的な区画の性能を求めている。その区画も、居室以外の部分にはこうした区画は必要なく、「居室」についてのみ準耐火構造以上の区画性能が必要だ、としているのである。

□ 壁及び天井^{※1}の室内に面する部分^{※2}の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあっては準不燃材料で、その他の部分にあっては難燃材料としたものであること。

ただし、入居者等の利用に供する居室^{※3}が避難階のみに存する防火対象物で、延べ面積が275㎡未満のものうち、次項第2号の規定の例によるものにあつては、この限りでない。

ただし、入居者等の利用に供する居室^{※3}が避難階のみに存する防火対象物で、延べ面積が275㎡未満のものうち、次項第2号の規定の例によるものにあつては、この限りでない。

※1 天井のない場合にあっては、屋根

※2 回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。

※3 この部分は、条文上は「居室（もっぱら当該施設の職員が使用することとされているものを除く。以下次項において「入居者等の利用に供する居室」という。）」という表現になっている。

□は、内装の仕上げ材料（内装制限）の条件を示したものである。スプリンクラー設備の設置を不要とするには、内装の仕上げを難燃材料以上の難燃性能を持ったものとするとともに、特に避難路については準不燃材料以上の不燃性能が必要だとしている。

ただし書きは、内装制限を緩和するための規定である。

「次項第2号」は、居室の構造が一定の基準を満たし、かつ、入居者等の避難に要する時間が計算上消防庁長官が定める避難時間を超えないもの、の基準である。したがって、このただし書きは、小規模な施設で全ての「入居者等の利用に供する居室」が避難階にあり、入居者等が所定の時間内に避難できれば、必ずしも内装制限は必要ないとしているのである。もっとも、消防庁長官が避難時間を定めている告示（平成26年消防庁告示第4号「入居者等の避難に要する時間の算定方法等を定める件」）を見ると、基準に内装制限の要素が入っ

規則第12条の2は、条文を読むだけだと難解だが、表のように整理すると、全体の構造がわかりやすくなる。この表では、スプリンクラー設備の設置を不要とする構造を5種類に分けているので、一つずつ丁寧に読み解いていくこととしたい。

ているので、「内装制限不要」というのではなく、「必ずしも内装制限をしなくても避難できればよしとしよう」という規定となっている。

このように内装制限を緩和しているのは、既存の古い建物を改修して「(6)項口等」とする場合に、内装制限を必須とするとハードルが高くなりすぎるため、比較的安全性が高いと考えられるものについては免除してもよいという趣旨だろう。

ハ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が8㎡以下であり、かつ、一の開口部の面積が4㎡以下であること。

ハは、開口部の面積の制限である。この考え方も数字や表現も、規則第13条（現在は第2項第1号口となっている。）でおなじみだろう。

二 ハの開口部には、防火戸^{※4}で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は次に定める構造のものを設けたものであること。

(イ) 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器^{※5}の作動と連動して閉鎖すること。

(ロ) 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあっては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分^{※6}を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、75cm以上、1.8m以上及び15cm以下であること。

※4 廊下と階段とを区画する部分以外の開口部にあっては、防火シャッターを除く。

※5 イオン化式スポット型感知器、光電式感知器及び煙複合式スポット型感知器をいう。以下同じ。

二は、ハの開口部に常時閉鎖式又は煙感知器連動閉鎖式の防火戸を設けることを求めた規定で、規則第13条（第2項第1号ハ）でおなじみの表現だが微妙に異なっている。規則第13条で開口部に求めているのは「特定防火設備である防火戸」だが、ここでは「防火戸」でよい。これは、区画する壁や床の構造が、規則第13条では耐火構造だが（第2項第1号）、ここでは準耐火構造でよいことになっている（規則第12条の2第1項第1号イ）ためである。その他の違いも、規則第13条が耐火構造のビルに設けるスプリンクラーの代替区画を定めた規定であるのに、規則第12条の2は防火構造程度の性能の建築物を「(6)項口等」に改装する場合にも対応することを考えていることからきているものと考えられる。

ホ 区画された部分すべての床の面積が100㎡以下であり、かつ、区画された部分すべてが4以上の居室を含まないこと。

ホは、火災が発生したときに、入居者等を区画の中から安全に避難させるためには、区画の面積等を制限すべきという考え方だろう。「100㎡」は建築基準法令の防火区画の最小単位（建基令第112条第5項）、「4以上の居室を含まないこと。」は、福祉施設等の主要な間仕切壁（建基令第114条第2項）の中にある居室の数などと整合をとったのではなかろうか。

もう少し知りたい 防火法令の基礎知識

スプリンクラー設備を設置することを要しない構造

根拠条文		規則第12条の2第1項 第1号	規則第12条の2第1項 第2号	規則第12条の2第2項		規則第12条の2第3項
				第1号	第2号	
用途・規模等		・(6)項イ(1)及び(2)並びにロ等 ・基準面積1,000㎡未満	・(6)項イ(1)及び(2)並びにロ等 ・基準面積1,000㎡以上	・(6)項イ(1)及び(2)並びにロ等 ・入居者等の利用に供する居室が避難階のみ ・延べ面積100㎡未満		・(5)項ロと(6)項ロのみからなる(16)項イ ・(6)項ロ部分(特定住戸部分)の延べ面積275㎡未満
居室等の区画		準耐火構造の壁及び床	耐火構造の壁及び床	—	壁、柱、床及び天井で区画(構造制限はない)	特定住戸部分の各住戸を準耐火構造の壁及び床で区画
壁及び天井の内装	避難路となる廊下等	準不燃材料(入居者等の利用に供する居室が避難階のみに存し、延べ面積275㎡未満で、容易に避難できる構造*であれば不要)	準不燃材料	準不燃材料	—	※※の廊下に通ずる通路は準不燃材料
	その他の部分	難燃材料(入居者等の利用に供する居室が避難階のみに存し、延べ面積275㎡未満で、容易に避難できる構造*であれば不要)	難燃材料	難燃材料	—	難燃材料
区画する壁及び床の開口部の面積	合計	8㎡以下	8㎡以下	—	—	—
	1の開口部	4㎡以下	4㎡以下	—	—	—
開口部に設ける防火戸	防火戸	・防火シャッターは使用不可(廊下と階段とを区画する部分のみ可) ・自動閉鎖装置付き又は(避難路に設けるものは、大きさ75cm×1.8m以上、下枠15cm以下の自動閉鎖の部分有すること)	特定防火設備である防火戸 ・防火シャッターは使用不可(廊下と階段とを区画する部分のみ可) ・自動閉鎖装置付き又は(避難路に設けるものは、大きさ75cm×1.8m以上、下枠高さ15cm以下の自動閉鎖の部分有すること)	—	出入口に自動閉鎖式の戸(防火戸であることを要しない)を設ける	特定住戸部分の各住戸の主たる出入口の構造 ・防火戸 ・防火シャッターは使用不可(廊下と階段とを区画する部分のみ可) ・自動閉鎖装置付き又は(避難路に設けるものは、大きさ75cm×1.8m以上、下枠15cm以下の自動閉鎖の部分有すること)
	出入口以外の開口部	—	鉄製網入りガラス入り戸 ・二方向避難可能な部分に設置 ・開放型の通路に面する ・合計面積4㎡以内	—	—	—
区画された部分	床面積	合計100㎡以下	合計200㎡以下	—	—	特定住戸部分の各住戸の床の面積100㎡以下
	居室数	3以下	—	—	—	—
その他		—	—	—	※ 以下の全て ・入居者等の避難時間が避難限界時間を超えない(H26消防庁告示第4号) ・原則として煙感知器 ・入居者等の利用に供する居室に関係者が内外から容易に開放できる開口部 ・当該開口部は幅員1m以上の空地に面する ・当該開口部は入居者等が容易に避難できる形状 ・入居者等の利用する居室から二方向避難可能	・特定住戸部分の各住戸の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、煙排出可能な廊下※※に直面 ・上記廊下に通ずる通路は他の居室を通過しない(H26消防庁告示第4号) ・上記廊下に通ずる通路に面する開口部は自動閉鎖式の戸(不燃性)を設置(H26消防庁告示第4号) ・居室及び通路に煙感知器